

### 環境庁自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会（昭和62年設置）

昭和62年8月から1年9ヶ月にわたって15回の検討を実施、平成元年5月に報告書提出。（『自然・ふれあい新時代』環境省自然保護局計画課）

## 1. 経済社会の変動と自然公園

### (1) 自然公園とその利用の変遷

日本人の観光レクリエーション観  
国立公園制度の発足  
戦後の国立公園と国定公園の創設  
高度経済成長期の自然公園  
環境庁発足以降の自然公園  
自然公園の現状

### (2) 社会経済の変化と自然公園

余暇活動の拡大  
高速交通機関の発展  
産業構造の変化  
国際化への発展  
新たな形態の大規模  
面的開発の構想

## 2. 自然公園利用の動向と問題点

### (1) 自然利用の動向

自然利用の態様  
自動車による自然利用の拡大  
利用形態の多様化  
リゾート・ブームの発生

### (2) 自然公園における利用上の問題点

自然公園に対する多様なイメージの混在  
既存の公園計画制度の限界  
過剰利用の発生  
新たな自然利用と自然公園  
不十分な施設整備

## 3. 自然公園の利用に関する基本的な考え方

### 自然公園利用の果たすべき役割

- 国民共有の貴重な財産である国立公園をはじめとする我が国の自然公園は、今後も国民の自然利用の体系の中で基幹的役割を担っていくことが必要

### 自然公園利用の基本的理念

- 自然公園の利用を考えるに当たっては、自然の特性や容量の概念を踏まえた「持続的利用」を原則としなければならない
- 自然の中で人間の力を超えた自然の持つ「美しさ」、「偉大さ」、「荘厳さ」、「野生」等を五体五感によって直接的に体験し、感動や喜びを得るといった利用がまず最優先とされることが必要

### 適地適利用の実現

- 自然を直接的に体験することにより感動を得るものから、施設に依存するもの、あるいは周遊観光的なものまで、各種の自然公園の利用を、自然に対する影響度等をしん酌しつつ体系的に整理し、適地適利用の実現を図っていくことが必要

### 国際水準の公園作り

- 今後はゾーニングを手段として、厳正な保護を図る地域から、ある程度人工を許容する地域までを段階的に配置するこのシステムの完成度を一層高め、日本型の自然公園制度としてのモデルを世界に示していくことが必要

### 自然体験型利用の推進

- 自然観察、自然体験まで幅広くとらえることにより、楽しみながら自然のしくみを知ることのできる活動を自然教育として積極的に評価していくことが望まれる
- 優れた環境を損なってしまうために、利用者を一定数に制限、自然環境に及ぼす影響の小さい利用方法に限定などの規制も必要

## 4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策 次ページ参照

### むすび

今後十分な問題意識をもって検討を深めるべき課題

自然公園体系の見直し、農山村地域における環境整備のあり方、自然公園の利用に関する各種施策の調整、野外レクリエーション政策の総合的推進、国際協力の推進

## 4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策

### (1) 施策の基本方向

国民に語りかける自然公園

再生する自然公園

多様な利用と共存する自然公園

### (2) 講ずべき具体的施策の概要

#### 新たな公園計画の確立

##### ア 利用面からの地域特性の明確化

- 各自然公園ごと又は公園内の各地域ごとの利用上の性格づけ【類型分類】

##### イ 地域類型区分の概要

- 野生体験型（原生的、徒歩限定）
  - 自然探勝型（自然性高、乗り物によるアクセスは限定的に認める）
  - 風景鑑賞型（観光地・温泉地、周遊型観光や海水浴等）
  - 自然地保養型（自然性低、滞在保養や施設型レクリエーションも可）
- 各類型ごとに整備が認められる公園事業の種類の整理
  - 上記類型区分をガイドラインとし、利用施設計画上で必要な施設を配置

##### ウ 利用施設計画の見直し

- 事業決定制度の在り方を含めた見直しを行い、整備主体や整備スケジュールの要素を盛り込む

##### エ 公園事業の考え方の再検討

- カヌー、スキューバダイビング等の固定された施設を伴わない利用への制度的対応

##### オ 集団施設地区制度の再検討

- 集団施設地区の利用面等から見た分類等とそれに応じた指導方向の検討

#### 望ましい利用のための新たなプロジェクトの実施

##### ア 自然体験型利用の推進

##### イ 営造物的管理を行う地区の設定

- 利用者数や立ち入る場所、時期等の制限を行ったり、適切な指導者による引率を必須とするなど高度な管理が行われる場所の設定
- ガイドやインタープリテーション、情報提供のため多数のナチュラリストを確保 / ボランティアの活動の拠点となって公園管理を行う組織の設立

##### ウ 望ましい利用を進めるための人材の育成

- ボランティアの受入れのための宿泊施設等の基盤整備
- 人材養成のためのカリキュラムの開発、研修の実施に加え、人材の派遣やあっせんを行う組織の設置検討
- 登録制度を設けたり、活動に対する表彰制度の設置

#### 利用拠点の整備・活性化

##### ア 集団施設地区の活性化

- 会議・研修施設や保養施設のような公園事業施設以外の施設の取扱についても、地区外とは区別して柔軟な対応を行い、活性化手段とすることも検討

##### イ 国民休暇付の整備

- 今後の新たな利用形態や利用者の志向の変化に的確に対応するため、変化に富んだ整備のあり方の検討
- 地元市町村等の参画により、地域の中核的施設としての性格を一層強める方策の検討
- 休暇村相互間の連携の強化、休暇村区域外における自然とふれあう活動の推進への積極的かつ柔軟な対応

#### 施設整備の充実・高度化

##### ア 施設整備の基本的方向

- 施設の整備や維持管理に関わる研究、技術開発の推進と普及
- 高齢者、身体障害者や外国人する施設面での配慮

##### イ ビジターセンターの活性化

##### ウ 自然探勝路の充実強化

- ガイド、ナチュラリストに引率されること等を条件とした歩道の設定の検討

##### エ 海の利用拠点の整備

- 給水施設や排水処理施設等の基盤施設の整備（海水浴に関する施設）
- 公共による基盤整備による適正な利用の誘導（スノーケリングやスキューバダイビング）

##### オ 清潔で決適な公衆便所の整備

- 全国の自然公園の公衆便所について総点検
- 新たな費用負担の方策についての検討
- 一層の技術開発

##### カ キャンプ場の質の向上

#### 望ましい利用の実現のためのしくみの整備

##### ア 国民の自然公園に対するイメージの形成

##### イ 情報提供体制の整備

- 自然公園の自然資源に関する利用面からの調査の推進

##### ウ 管理体制の充実

- 利用サービスの提供等に関する業務は、関係民間団体の協力等に関する検討

##### エ 費用負担のあり方の検討

- 利用者負担の本格的導入の実現に向けて、土地所有権との関係等制度面の検討、調整を進める

##### オ 民間事業者の責務と協力

- 大規模な開発事業における自然環境の保全のための専門家の配置の検討
- 自然観察会等のインタープリテーション活動における企業もパートナーという観点に立った行事の共催
- 民間企業からの協力の推進のために、税制上の優遇措置の整備や表彰制度についての検討